



平成23年7月15日  
内閣府（防災担当）

## 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案」について

7月15日（金）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

同法律案は、被災者生活再建支援金について、東日本大震災の重大な被害に鑑み、東日本大震災に限り、国の補助率を80%に引き上げる特例措置を設けるものです。

### 【概要】

#### 被災者生活再建支援金に係る補助の特例の創設（第5条の2関係）

被災者生活再建支援金補助金について、今般の東日本大震災に限った措置として、既に支給した支援金を含め国の補助率を50%から80%に引き上げる。

### <参考>

#### ・被災者生活再建支援法（平成10年制定）

都道府県の相互扶助により、都道府県が拠出した基金を活用し、住宅の被害程度や再建方法に応じ最大300万円（基礎支援金100万円、加算支援金200万円）を被災世帯に支給

#### ・関係予算

第1次補正予算：520億円

第2次補正予算：3,000億円（予定）

c. f. 基金残高：約538億円（平成22年3月末現在）

### 本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）付 後藤、中見、大部

03-5253-2111（内線 51610） 03-3501-5191（直通）